

県立高田高等学校の耐震関連工事に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和2年9月29日

(2) 請求の趣旨

令和元年度に実施した県立高田高校の耐震化関連工事（6件、10,222,200円）は、前年度に監査委員から、「分割発注」について指摘を受けていたにもかかわらず、違法な「分割発注」を繰り返したものである。

奈良県が蒙った損害 2,044,440円（契約金額の2割：契約書第52条に規定する談合の際の損害賠償）について、知事、校長及び、受注者に対して賠償請求するよう求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和2年11月25日

(2) 監査結果

本件の住民監査請求に係る措置要求には、理由がないものとして棄却する。（一部を却下）

(3) 理由等

監査請求対象の6件の耐震関連工事の契約金額と、仮に6件一体で入札を実施した場合に想定される契約金額を比較したが、県に損害が生じているとは認められなかったため。

また、契約書第52条に明記する、公正取引委員会による談合の認定等の事実もなかった。

なお、工事請負費の支出の日から1年を経過したものについては、地方自治法の要件を満たさない住民監査請求のため却下した。